

議員提出議案第7号国道163号線の清滝生駒道路（生駒区間）事業を国の責任で早期に実施することを求める意見書についてに対する修正案

議員提出議案第7号国道163号線の清滝生駒道路（生駒区間）事業を国の責任で早期に実施することを求める意見書についての全部を次のとおり修正する。

国道163号線の危険箇所の改善と清滝生駒道路（生駒区間）事業を国の責任で早期に実施することを求める意見書

国道163号線は、大阪市を起点に、本市と京都府南部を經由し、三重県津市を終点とする主要都市間を相互に結ぶ主要幹線道路である。沿線には、事業所、店舗、住宅などが連たんし、地域住民は店舗利用の目的や鉄道の開通により日常的に通勤・通学等にも国道163号線を利用されている。

しかし、現国道は、本市内において右折レーンが短く渋滞が多い箇所があり、さらには歩道が設置されていない箇所があるなど、大型車の通行も多い中で、歩行者、自転車は大変危険な状態になっている。

このことから、歩行者、自転車の安全確保のため、歩道設置など早急に現状の改善を図るよう強く要望する。

また、国道163号線の清滝生駒道路（生駒区間）事業は、本市北田原町から鹿畑町までの区間について、市街地の交通混雑の緩和、交通安全の確保と本市の活性化を図るため高規格道路（学研都市連絡道路）として位置付けられており、現国道に代わって、安全対策や物資等の流通により地域経済に大きな役割を果たし、特に、本市の企業誘致施策と北部地域の快適なまちづくりにとって必要な事業である。

しかしながら、本事業計画は1985年から進められてきた計画にもかかわらず、いまだ、自治会と合意形成が図られていない地域があることから、地域住民の意思と生活環境に十分配慮した上で、国の責任において早期に実施されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月 日

生 駒 市 議 会